

# 八戸市農業委員会 11 月総会議事録

日時：令和4年11月10日（木）午後1時30分

場所：八戸市庁 別館2階会議室B・C

## 出席委員

農業委員 19名中18名

1 番 加藤 浩幸 出	2 番 木村 武美 出	3 番 澤向 敏一 出	4 番 三浦 豊 出
5 番 馬場 豊 出	6 番 阿達 福壽 出	7 番 内沢 豊 欠	8 番 籠田 悦子 出
9 番 長根 昭男 出	10 番 赤坂 英夫 出	11 番 狛守 文宏 出	12 番 松橋 剛志 出
13 番 中村 正記 出	14 番 西野 茂雄 出	15 番 明戸 政勝 出	16 番 寺沢 和則 出
17 番 谷地 秀典 出	18 番 橋場 孝 出	19 番 村上 正憲 出	

農地利用最適化推進委員 22名中20名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 田名部 浩 出
5 番 上村 隆雄 欠	6 番 上野 輝彦 出	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 田中 忠二 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 橋 由正 出	14 番 梅津 孝敏 出	15 番 磯嶋 榮助 出	16 番 高橋 政典 出
17 番 大倉 喜八郎 欠	18 番 金谷 由松 出	19 番 坂 文雄 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 森 庄次郎 出	22 番 森 光男 出		

## 職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、 事務局次長（農地GL）川名 雅之、 農政GL 山崎 真史、  
主幹 柏村 幸、主事 工藤 悠万、主事 若佐谷 龍太

会長

皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。  
はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から御報告いたします。

本日は、内沢農業委員、上村推進委員、大倉推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

松橋事務局長

次に、本日の議案のうち、議案第 46 号、農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の要件適合性の確認につきましては、籠田会長が当事者となっている事案がございます。

籠田会長におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該議案の審議の際、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

松橋事務局長

それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

皆さん、テレビで見たかどうかわかりませんが、全日本大学駅伝がこの前あってですね、八戸市是川出身で駒澤大学の田澤廉選手が 3 年連続の MVP ということで、記録も 43 秒更新いたしました。本当に地元民として嬉しく思っております。本当にこのようなスポーツ記事から勇気や元気をもたらったりするので、自分もそういうのを見ながら農業の仕事をしております。多分、皆さんもそうだろうなというふうに思っていますね、今日も元気良く八戸市農業委員会憲章の唱和をよろしく申し上げます。

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。毎回、何をお話したらいいのかなと考えたりしますが、今日の朝のテレビの中でサツマイモによる発電についてやっておりました。焼酎を造る九州でサツマイモができるので、そのサツマイモの焼酎の絞った滓でメタンガスを発生させて発電するというものが地元発信のニュースで出ていたのですが、電気も地産地消に向けて小さなものが集まれば大きなものになると思っています。これからの社会は人口減少に向かっている中で、人手不足は農業だけじゃなく様々な分野で起こってきます。大規模なことばかりスポットを当てるのではなく、小さなことの集まりが大きなものになるという考え方になっていけば、持続的に色々なことが進んでいくのかなと思いつつ、今日のテレビを見ていました。これから本当に人口減少、人手不足、労働力不足というのは大きな問題になると思います。どうしたら耕作放棄地を出さないで進めていけるのかなと思いつつ、色々なことを農業の分野に当てはめて考えておりました。

それでは、本日の議事につきましても慎重に御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、よろしくお願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、1番 加藤 浩幸 委員、2番 木村 武美 委員両氏を指名いたします。

日程第2

次に、日程第2、議案第43号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

田中委員

田中から報告いたします。去る10月27日、澤向農業委員と市庁本館地下会議室において、番号32番と34番を調査してまいりました。資料の1ページをお開き願います。

3条32番

はじめに、番号32番について報告いたします。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、にんにくです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約2km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。農業経験は25年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女2人で、うち農業専従者は男1人、女1人、兼業者は男1人、女1人です。農機具保有状況は、トラクター8台、トラック7台、ハーベスター3台、コンバイン2台、田植機1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考え

ます。

以上で、番号 32 番について報告を終わります。

磯嶋委員

磯嶋から報告いたします。去る 10 月 27 日、寺沢農業委員と市庁本館地下会議室において、番号 33 番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 33 番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ねぎです。受人は 65 歳以上ですが、娘が後継者としております。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約 5 km、耕作道はありませんが、自己所有の非農地を通じて耕作可能です。受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は 25 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は女 1 人で、農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、田植機、草刈機、動力噴霧器各 1 台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

事務局から補足説明をお願いします。

若佐谷主事

事務局の若佐谷から、番号 33 番について補足説明させていただきます。

本案件は事前相談なく申請されたもので、申請時点では、受人の所有農地は草木が繁茂している上、手続未了の建築物が存在するなど農地を全て効率的に利用しているとは言えない状態にありました。そこで、農地調査時に受人に対し、草刈りや木の伐採及び建築物を撤去するなど是正しなければ総会に諮ることができないことを説明したところ、受人は本日の総会までに是正する旨の意思を表明

しました。本日午前中に事務局で現地を調査したところ、草刈り、木の伐採及び建築物の解体が進んでいることを確認しましたので御報告いたします。

御審議のほどよろしく願いいたします。

田中委員

再び田中から、番号 34 番について報告いたします。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 34 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は 65 歳以上ですが、弟が後継者としております。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例は、受人は令和 3 年 12 月に規模拡大のため田を取得しております。通作距離は約 800m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 52 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人で、農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター 3 台、田植機、コンバイン、草刈機各 2 台、トラック 1 台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

松橋委員

はい。

会長

はい、松橋委員。

松橋委員

34 番について質問します。両者の関係は特になし、申請地の周囲に受人の耕

作地もなしということですが、どのようにして当事者が知り合ったのかをお伺いします。

若佐谷主事

事務局の若佐谷からお答えいたします。周囲に受人の耕作地なしとはあくまで隣接した場所に受人の農地はないということで、申請地付近で受人は耕作しており、申請地が近年耕作されていないことは知っていたようです。また、不動産屋を介して渡人の売却の意向を知ったということでした。

川名GL

補足いたします。申請地は農地情報にも掲載されている農地でございます、それを見て不動産屋も動いていたのかなと推察しております。

松橋委員

ありがとうございました。

会長

他にありませんか。

三浦（豊）委員

はい。

会長

はい、三浦委員。

三浦（豊）委員

34番の申請理由について、資料には渡人は離農のためと書いてありますが、田中委員は労力不足のためとおっしゃいました。どちらが正しいのでしょうか。

若佐谷主事

申し訳ございません。資料の方が間違っております。正しくは労力不足でございます。

会長

皆様、資料の訂正をお願いいたします。他にありませんか。

（なしの声あり）

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第44号、令和4年度第8号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹

事務局の柏村から、議案第44号、令和4年度第8号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、使用貸借6件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手2名、貸し手6名で、利用権設定面積は、合計43,839㎡でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。

番号2番から番号6番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

利用集積2番～6番

番号2番から番号6番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、大豆を作付けするために、5年間使用貸借するも

のでございます。

公告年月日は、令和4年11月16日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第4

次に、日程第4、議案第45号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用

会長

許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

寺沢委員

寺沢から報告します。去る10月27日、澤向委員と市庁本館地下会議室において、番号72番を調査してまいりました。資料の5ページをお開き願います。

賃借人及び賃貸人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条72番

調査には、賃借人及び賃貸人ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、10か月間の賃貸借です。転用目的は、青森県発注の県道橋梁補修工事のための工事用通路、資材置場です。実施計画は、令和4年11

月 17 日から令和 5 年 9 月 16 日までの 10 か月間の一時転用で、工事終了後は農地に復元します。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地を鉄板敷きします。立地条件は、八戸赤十字病院から西側約 450m に位置し、畑に囲まれ、既存事業用地を通じて県道に接続していません。農地区分は第 2 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は、河川と堤防の間に位置し、年 1 回程度馬淵川が氾濫することにより冠水被害を受けることから、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

澤向委員

澤向から報告します。去る 10 月 27 日、寺沢委員と市庁本館地下会議室において、番号 73 番を調査してまいりました。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5 条 73 番

調査には、受人及び渡人ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。転用目的は、住宅 1 棟建築です。実施計画は、令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 4 月 30 日まで。資金調達計画は、共同で住宅を建築する夫の借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが令和 4 年 10 月 12 日付けで申請済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地西側及び南側に擁壁を設置した上で、申請地全体を盛土します。申請地の駐車場とする部分を砂利敷きし、出入口部分はアスファルト舗装します。排水については合併浄化槽と浸透柵を設置し、処理します。立地条件は、八戸市立三条中学校から北西側約 300m に位置し、宅地に囲まれ、水路を介在して市道に接続しています。なお、水路の上を通路として利用することについては、関係機関と事前相談を経て申請済みであり、許可

されています。農地区分は第3種農地です。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第5

会長

次に、日程第5、議案第46号、農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の要件適合性の確認についてを議題といたしますが、本議案の中には、法人の役員として私が当事者となっている事案がございます。これは、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定の議事参与の制限に該当しますので、本議案に係る議事進行は、馬場会長職務代理者をお願いし、私は退室したいと存じます。

馬場会長職務代理者、よろしくお願いいたします。

(会長退室)

会長職務代理者

それでは、私が議事進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

若佐谷主事

事務局の若佐谷から、議案第 46 号、農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の要件適合性の確認についてを御説明いたします。

はじめに、総会資料とは別にお配りしております、議案第 46 号参考資料と記載されている資料を御覧ください。

農地所有適格法人は、農地法第 6 条第 1 項の規定により、毎年、権利を有する農地等の所在市町村の農業委員会に、事業の状況等を報告することとなり、農業委員会では、その報告を基に、農地所有適格法人の要件について審査を行うこととなっております。農地所有適格法人の要件でございますが、1、組織形態要件として、法人の組織形態が会社法人である株式会社など、又は農事組合法人であること、2、事業要件として、直近する 3 か年の農業に係る売上高が、事業全体の売上高の過半を占めていること、3、構成員・議決権要件として、農業関係者が総議決権の 2 分の 1 を超えていること、4、役員要件として、役員の過半の者が、その法人の農業常時従事者であり、かつ、役員又は重要な使用人のうち 1 人以上が農作業に原則年間 60 日以上従事する者であること、となっております。これらの要件を全て満たしている必要があります。

それでは、資料の 7 ページを御覧ください。

今回の確認対象は、資料の 8 ページにわたる計 18 法人で、昨年度から事業撤退により 1 法人の減、新規参入により 2 法人の増となり、計 1 法人の増となります。各法人の組織形態要件、事業要件、構成員・議決権要件及び役員要件は資料に記載のとおりでございます。資料 8 ページの番号 13 番の法人につきましては、意思表示等により事実上は事業として農業から撤退しておりますが、当該法人は農地を所有しているため、その農地が第三者に所有権移転されなければ完全に撤退したことにはならず、農地所有適格法人としての報告義務があることから確認対象となっております。事業要件、構成員・議決権要件及び役員要件を満たし

ておりません。農業委員会は、農地所有適格法人が要件を満たさなくなるおそれがある場合、その法人に対し必要な措置を講ずべきことを勧告することができますが、当該法人は講ずべき必要な措置として、農地を手放すため農業委員会にあつせん申し出書を提出しておりますので、勧告する必要はないものと判断できません。

審査の結果、番号 13 番の法人は農地所有適格法人の要件に不適合であるが勧告不要の旨、番号 13 番以外の法人は、いずれも全ての要件を満たしていることが確認されておりますので、農地所有適格法人の要件に適合の旨、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、説明を終わります。

会長職務代理者

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長職務代理者

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長職務代理者

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

籠田会長の入室をお願いいたします。

(会長入室)

会長職務代理者

それでは、議事進行を籠田会長にお返しいたします。

日程第6  
会長 次に、日程第6、報告第42号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

柏村主幹 事務局の柏村から御報告いたします。この案件は、相続等届出の10月分でございます。資料の9ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等98番～115番 今回の届出は、資料9ページの番号98番から資料14ページの番号115番までの計18件となっており、権利取得事由は、資料12ページの番号107番は持分放棄、その他は相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料10ページの番号101番及び資料13ページの番号110番が有り、その他は無しとなっております。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。  
以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑なしと認めます。

日程第7  
会長 次に、日程第7、報告第43号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の撤回については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事 事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の5条農地転用届出の撤回の10月分でございます。資料の15ページをお開き願います。

5条撤回3番	<p>申請人それぞれの住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。</p> <p>番号3番、転用目的は駐車場で、令和4年9月30日付けで受理通知書を交付しておりましたが、撤回理由は、届出者に変更が生じたためでございます。</p> <p>申請内容、書類ともに適正であり、申請人に対し受理した旨を通知しております。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
会長	<p>ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>御質疑なしと認めます。</p>
<p>日程第8、 日程第9 会長</p>	<p>次に、日程第8、報告第44号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、及び日程第9、報告第45号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。</p>
工藤主事	<p>事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条及び5条農地転用届出の10月分でございます。</p> <p>はじめに、4条届出につきまして御報告いたします。資料の17ページをお開き願います。</p> <p>申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。</p>
4条11番	<p>番号11番、転用目的は貸駐車場でございます。</p>
4条12番	<p>番号12番、転用目的は貸倉庫1棟建築及び貸駐車場でございます。</p>
4条13番	<p>番号13番、転用目的は貸駐車場でございます。</p>

次ページをお開き願います。

4条 14番 番号 14番、転用目的は住宅1棟及び農業用倉庫2棟建築でございます。

4条 15番 番号 15番、転用目的は住宅1棟及び倉庫1棟建築でございます。

続きまして、5条届出につきまして御報告いたします。資料の19ページを御覧願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条 95番 番号 95番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。

5条 96番 番号 96番、転用目的は資材置場でございます。

5条 97番 番号 97番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条 98番 番号 98番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条 99番、100番 番号 99番、番号 100番、転用目的は資材置場でございます。

次ページを御覧願います。

5条 101番 番号 101番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条 102番、103番 番号 102番、番号 103番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条 104番 番号 104番、転用目的は販売用重機置場でございます。

5条 105番、106番 番号 105番、番号 106番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページを御覧願います。

5条 107番 番号 107番、転用目的は駐車場でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑なしと認めます。

日程第 10  
会長 次に、日程第 10、報告第 46 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。  
それでは、事務局から報告をお願いいたします。

柏村主幹 事務局の柏村から御報告いたします。この案件は、18 条合意解約の 10 月分でございます。資料の 25 ページをお開き願います。  
賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18 条 15 番 番号 15 番は、農地法第 3 条による賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

18 条 16 番 番号 16 番は、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。  
受理通知年月日は、令和 4 年 11 月 16 日を予定しております。  
以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。  
  
(なしの声あり)

会長 御質疑なしと認めます。

日程第 11  
会長 次に、日程第 11、報告第 47 号、農地転用の制限の例外該当届出についてを議題といたします。  
それでは、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事 事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、農地転用の制限の例外該当

届出の 10 月分でございます。資料の 27 ページをお開き願います。

はじめに、農地転用の制限の例外該当届につきまして御説明いたします。この届出は、農地法第 4 条第 1 項第 9 号及び同法施行規則第 29 条に規定されているものでございまして、通常、市街化区域以外の農地を農地以外に転用する場合は、農地法の規定による許可を受けなければならないところ、2 a、200 m<sup>2</sup>未満の農地について、例外的に農地の保全のための用排水路や農業用倉庫等の農業上の施設用地として転用する場合、所定の届出をすることによって許可不要となるものでございます。

それでは、内容につきまして御報告いたします。

申請人の住所、氏名、職業、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

例外該当届

3 番、4 番

番号 3 番、番号 4 番、転用目的は農業用倉庫 1 棟建築及び農業用駐車場でございます。

届出内容、書類ともに適正であり、届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

三浦（豊）委員

はい。

会長

はい、三浦委員。

三浦（豊）委員

番号 3 番と 4 番の届出者は親子ですか。また、それによる問題はありますか。

工藤主事

事務局の工藤からお答えいたします。番号 3 番と 4 番の届出者は親子ですが、それによる問題は特にありません。

三浦（豊）委員

ありがとうございました。

会長

他にありませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(協議案件、その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後2時55分)